

病（後）児保育利用同意書

たまご保育園でお預かりしているお子様の病状や経過状況により、当園で必要と判断した場合には、下記の項目を実施することがあります。

- ① たまご保育園以外の保育園や学校にふだん通われている方はかかりつけ医受診後、意見書を持参してください。その後、当園常駐の医師が、病児（後）児保育を利用できるかどうかの判断をします。
- ② たまご保育園にふだん通園されている方は、当園常駐の医師に意見書を書いていただけます。
- ③ 通常保育利用時に体調が悪くなった場合や、病児保育利用時に病状が悪化した場合などには、まず当園常駐の医師に診ていただけます。
- ④ 必要に応じて、感染症の迅速検査などの非侵襲的な検査や、吸入、外傷手当などの処置を行うことがあります。
- ⑤ 処置、検査などの通常診療および、緊急時の診療には、病（後）児保育利用料のほかに費用が発生することがあります。
- ⑥ お子様の病状により、病（後）児保育を中止することがあります（お迎えを要請することがあります）。
- ⑦ はしか・水痘・おたふくかぜ・三日はしかのいずれかにおいて、すでにかかったことのある同じ病気のお子様と同部屋になることがあります。
- ⑧ 同部屋のお子様から感染症が発生することがあります。

上記の項目について同意します（この同意書は1年間のみ有効です）。

平成 年 月 日

入園児氏名

保護者氏名

⑩